

## 安曇野市総合計画審議会条例（平成18年3月27日条例第8号）

## （設置）

第1条 安曇野市総合計画（以下「総合計画」という。）に関し、必要な事項を調査及び審議するため、安曇野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## （任務）

第2条 審議会は、次の事項について調査及び審議する。

- （1）総合計画の策定に関すること。
- （2）安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること。

## （組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）民間諸団体の代表者
- （2）学識経験を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

## （会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表するとともに、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （庶務）

第7条 審議会の庶務は、政策部において処理する。

## （委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 安曇野市総合計画審議会委員の任務等について

### 1 設置根拠

安曇野市総合計画審議会条例（平成18年安曇野市条例第8号）に基づき設置しています。

また、総合計画の策定根拠は、安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第4号）であり、第14条の条文中で、この計画は「市民参画の下」策定することとなっています。

### 2 審議会の任務

専門的な視点や市民の立場から、次の事項に関する調査及び審議を行います。

(1) 安曇野市総合計画の策定に関すること

(2) 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び効果検証に関すること

※総合計画全体の効果検証は、行政評価という別の手法により毎年行っています。

### 3 総合計画審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する25人以内の委員で構成されます。この度の次期 安曇野市総合計画の策定につきましては、24人の委員を委嘱しています。

また、任期は委嘱の日から2年間で、令和10年3月31日までとなります。

### 4 会長及び副会長

審議会の議事運営を行う会長及び会長を補佐する副会長をそれぞれ1名、委員の互選によって選出します。

### 5 会議の公開について

審議会の会議は原則公開となります。

安曇野市ホームページに委員氏名や会議資料、議事要旨の掲載をさせていただきます。

### 6 会議の庶務について

安曇野市 政策経営課 企画担当において担当いたします。

審議会のご提言、ご意見は企画担当を通じて、庁内各部局等と協議・調整を図り、結果を審議会にご報告します。

審議会の運営等についてご不明点などございましたら企画担当（TEL：0263-71-2401）までご連絡ください。

## 会議概要

1	審議会	令和7年度 第1回 安曇野市総合計画審議会
2	日時	令和7年10月6日(月) 10時00分～12時00分
3	会場	議会全員協議会室
4	出席者(敬称略)	木村会長、北林副会長、青木委員、赤羽委員、井口委員、池上委員、岡江委員、尾碁委員、鎌崎委員、佐原委員、高橋委員、筒井委員、中林委員、早川委員、樋口委員、柳澤委員、吉村委員、若林委員
5	説明者等	児林政策部長、大月政策経営課長、白鳥企画担当課長補佐、今井企画担当主査
6	庶務担当課出席者	同上
7	公開・非公開の別	公開
8	記者	0人
9	会議概要作成年月日	令和7年10月14日(火)

## 協議事項等

## 1. 開会

(木村会長 あいさつ)

- ・国政で女性首相の誕生が話題になる一方で、安曇野市議会議員選挙の候補者たちにも女性が精力的に活動しており、国政だけでなく地方自治の様相も今後大きく変わっていくだろうと率直に感じている。
- ・本審議会はそのような政治的状況とは別に、純粹に政策面を扱い、安曇野市の第2次総合計画の後期5年間の施策を審議してきた。計画を作って終わりにするのではなく、その後の実施状況を見守り・評価し、必要があれば次期総合計画に反映させるという姿勢で臨んでいるので、本日は忌憚のないご意見をぜひ出していただきたい。

(政策部長 あいさつ)

- ・本日の審議会では、後期基本計画の2年目にあたる令和6年度の施策等の情報共有を行い、委員の皆様からの意見をいただくとともに、地方創生交付金事業についても効果測定等を実施したいと考えており、その点についても意見をいただきたい。

## 2. 委員の改選及び副会長の選任について

(政策経営課長 説明)

(新任委員の紹介)

安曇野市総合計画審議会条例第4条に基づき、委員の互選により副会長を「北林委員」に決定。

### 3. 会議事項 (※以下、発言者を ● : 委員 (会長・副会長含む。)、□ : 事務局 で表記)

#### (1) 地方創生交付金等の評価について

(事務局から、地方創生交付金等の交付を受けた事業の現状、KPI 等について説明)

(以下、委員からの意見等)

##### ◇新たな地域公共交通サービスの構築と地域の持続的発展推進プロジェクト

- KPI というのは何の略で、達成率はどのように出しているのか。
- Key Performance Indicator の頭文字をとったもので、日本語では重要業績評価指数。達成率は、最終累計数を分子、最終年累計目標の数値を分母として算出している。
  
- 公共交通については、資料3の市民意識調査の満足度も低位であり、資料2の意見の自由記載でも意見が多数示されている。交通協議会等において、これらを反映してさらに満足度を高めていただきたい。
- 市民の意見として、路線バスのようなものを運営してほしいという要望があることは認識している。  
おそらく予約が煩わしくて、予約無しでバスを利用したいということだが、逆に予約無しだとバス停のように決まった場所に行ってバスに乗るという交通運営になる。すると今度はバス停まで行く手段がない、バス停が近くに無いからバスに乗れないという課題が出てきてしまう。結果、現状のデマンド交通のように予約すると家の前まで車が来てくれるシステムの方が良いという、課題が堂々巡りしてしまうと現状では考えている。  
予約の煩わしさはあるが、予約さえすれば車に乗れることと、バス停が遠いから物理的に車に乗れないことの両方を天秤にかけると、煩わしさがあっても、予約さえすれば物理的に車に乗れる方がシステムとしては優れているのではないかというのが、現状、市がデマンド交通を採用している考え方の一つとしてある。
  
- 主要 KPI のデマンド交通利用者数の達成率が大きく上回っているが、観光客がこの数値に寄与しているのか。
- 数値の寄与としては市民・観光客を問わず、土日の利用者数の影響が大きい。
  
- 市民と観光客の利用比率はどうなっているか。
- 担当課に確認し、後日回答する。
  
- KPI で農業体験者数とあるが、高齢化により農家の体験者の受け入れが難しいという状況がある。農家民宿は、農家は農作業の体験を中心にして、宿泊は宿泊施設でもらう方がよいのではないか。
- 実際に宿泊をしてもらう事が、農家の受け入れのモチベーションになっている事例もあると聞いている。宿泊には、大変な部分とモチベーションに繋がっている部分の両方があると思うので、担当課にも検討が必要な旨を共有する。